

「滋賀県消費者基本計画（第4次）原案」に対して提出された意見等と
それらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和3年(2021年)3月19日(金)から令和3年(2021年)4月18日(日)までの間、滋賀県
民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県消費者基本計画（第4次）原案」について
の意見等の募集を行った結果、3団体から、計4件の意見等が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する滋賀県の考え方を次に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見等の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要
約したものとなっています。

2 提出された意見等の内訳

項目	件数
第1章 計画の基本的な考え方	一
第2章 消費生活をめぐる現状と課題	一
第3章 消費者施策推進の基本方針	一
第4章 消費者施策の展開	一
基本方針I 安全・安心な消費生活の確保	一
基本方針II 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	2件
基本方針III 消費者被害の防止と救済	一
第5章 関係機関・団体との連携強化等	一
第6章 計画の推進体制と進行管理	一
その他	2件
合計	4件

3 意見等に対する滋賀県の考え方について

番号	頁	意見等（概要）	意見等に対する県の考え方
第4章 消費者施策の展開			
基本方針II 「自ら考え行動する」消費者になるための支援			
重点施策4 主体的な消費者行動を促進する消費生活情報の発信・啓発			
1	32 ～ 33	<p>近年、災害などに便乗した勧誘により消費者がトラブルに巻き込まれるケースが多く発している。消費者庁や行政機関においては、悪質なケースについて行政処分や指導などの対処を行っていただいている。滋賀県においても、引き続き関係団体等と連携した啓発活動等の取組に努められたい。</p>	<p>災害発生時など、消費者が消費生活中において不安を抱くような社会情勢下では、住宅の補修等の生活基盤の再建に乗じた悪質商法等の消費者トラブルが多発する傾向があります。</p> <p>本文32ページ「重点施策4 主体的な消費者行動を促進する消費生活情報の発信・啓発」および本文49ページ「第5章 関係機関・団体との連携強化等」に記載のとおり、関係機関・団体等と連携し、災害時には、消費者に迅速で適切な情報提供に努めるとともに、正確な情報を選択できるように日頃から啓発活動に取り組みます。</p>
重点施策5 消費者の特性に応じた体系的な消費者教育・学習の推進			
2	37	<p>成年年齢引下げを踏まえ、学校等における消費者教育は非常に重要となっている。近年の自然災害の多発や自転車事故による高額賠償事例の増加など、消費者を取り巻くリスクを正しく認識し、そのリスクを回避するための保険等について学ぶことも重要と考える。</p> <p>中学・高等学校への啓発活動について、事業者団体を含め、外部関係機関等との連携した取組に努められたい。</p>	<p>本文34ページ「(1) 消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進」および本文37ページ「(2) 若年者向け消費者教育の強化」に記載のとおり、県では、成年年齢の引下げを見据え、若年者への重点的な啓発が必要と考えています。教育委員会や学校現場と連携し、学習指導要領に基づき行われる消費者教育を推進します。</p> <p>また、金融経済教育等、幅広く日常の消費生活に関連する教育に関する施策は消費者教育と重なる部分が多くあることから、これらの教育に関わる多様な主体と連携した消費者教育を推進します。</p>

番号	頁	意見等（概要）	意見等に対する県の考え方
その他			
3	一	悪質事業者を排除する取組は重要であるが、「訪問販売お断り」と書いたステッカー等を貼ってある家庭に営業できないよう、条例等で一律に規制しようとする動きに反対する。（同様の意見ほか1件）	<p>滋賀県消費生活条例施行規則第35条において、「消費者が契約を締結する意思がない、または勧誘を拒否する旨を表明しているにもかかわらず、なおも契約の締結を勧誘し、または契約を締結させること」を不当な取引行為として規定しています。</p> <p>ステッカー等を掲示している家庭への訪問販売を一律に規制しているわけではありませんが、事業者には消費者の意思を尊重した適正な営業活動が求められます。</p> <p>なお、悪質事業者に対しては、本文48ページ「重点施策9 法令違反事業者等への指導強化」に記載のとおり、国や他都道府県、警察ともさらに緊密に連携し、行政処分などの厳正な対処を行ってまいります。</p>

※ 意見等の該当頁等は、県民政策コメントで公表した「滋賀県消費者基本計画（第4次）原案」に沿っています